

ステイーン王内乱期と教会

山代宏道

はじめに——問題設定——

ステイーン王治世(一一三五―五四年)に見られた無秩序的傾向に直面して、同王はそれを打砕くほど十分に強力でも、また断固たる態度をとったわけでもない。前王ヘンリー一世はそうした傾向を抑制するために全力を傾けていた。次の国王ヘンリー二世もそれを抑えるべく努力する。両王の場合、それにほぼ成功した。これら二人のすぐれた国王にはさまれて、ステイーンは人物評の点では相対的に損をしているといえるかもしれない。たしかに彼は、一二世紀イングランドが通過しつつあった過渡的な発展段階において統治のため必要であり二人の国王がもっていた性格と能力に欠けていたようである。²⁾

C・N・L・ブルックは、ステイーン治世の無秩序傾向の意味を問いながら、それが、ノルマン諸王が抑制していた混乱へ向かおうとする諸力がいかに強力であったかを示して

いるとする。平和を維持するため王権は国王と諸侯との間の強固な絆に依存していた。そうした絆は、国王に対する臣下の封建的宣誓、かれらが国王に対して抱いた尊敬心、かれの強さへの称賛、かれの怒りへの恐怖心、そして王権の超自然的雰囲気(＝神性)に基づくものであった。ブルックはさらに、個人的忠誠心と恐れなしには、その絆はきれやすかったが、ステイーンに対する忠誠は満足のいくものではなかった、と指摘する。³⁾

しかし、他方、彼が置かれていた困難な状況を考えれば、ステイーンがそれほど劣った国王であったとはいえないのではないか。彼はすぐれた戦士であったし、治世中各地で起った反乱の鎮圧にはほぼ成功している。

それではステイーン治世はなぜアナーキー状態に陥り、またそうしたものとして位置づけられるのであろうか。たしかに反乱が続出し多くの戦闘が行なわれたことは事実である。⁴⁾ その点では、ヘンリー一世の前任者でステイーン伯父でもあったウィリアム二世の治世初期と比較されうるか

もしれない。ウィリアム二世の場合は、ノルマンディー公であつた長兄ロバートとの対立、ロバート支持派勢力による反乱が見られた。スティーヴンの場合は、ヘンリー一世の娘で、最初神聖ローマ皇帝ハインリヒ五世と結婚していたが、皇帝死後イングランドに呼び戻された後、アンジュー伯ジョフリーと再婚したマティルダと対立することになった。そして彼女を支持する諸侯達の反乱が頻発したわけである。こうした両王治世の類似性にもかかわらず、ウィリアム二世治世がアナキー状態であつたと主張されることはほとんどない。

それでは、いま、共に国王のライバルであつたロバート公とマティルダを比較する場合、何が異なっているのか。両者の個人的性格や才能の違いといつたことを別にすれば、決定的相違は、マティルダの場合、いまだヘンリー一世存命中に、すべての諸侯達が一一二六年と三三年の二度、彼女に対し忠誠宣誓を行ない、ヘンリーの後継者として彼女を承認してきていた、という事実である。スティーヴンも忠誠を誓つた諸侯の一人であつた。このことが、マティルダをしてスティーヴンに対する強力なライバルとなし、彼女を支持する諸侯達の反スティーヴン運動を勢いづけることになつたと考えられる。さらに治世末期には、マティルダという女性ではなく、彼女の息子ヘンリーが王位請求者となることで、いわゆるアンジュー勢力は、より活発な活動を行なう機会を得た。もつとも、イングランドにあつてマティルダ支持派の中心的人物となるヘンリー一世庶子で彼女の異母兄にあたるグロ

ウスター伯ロバート(以下、ロバート伯)の協力が得られたかどうか、非常に大きな相違を生じさせた。一一四七年ロバート伯は死亡し、マティルダは翌年大陸に引き揚げている。しかし、いずれにしても、スティーヴンのライバルであつたマティルダが一一三九年から四八年まで、あしかけ一〇年間、イングランドに滞在することができ、さらに一時はスティーヴンに代つて「女君主(dominia)」となれたほど、彼女の支持基盤があつた、ということが出来る。

これらの両者の対立関係のうちに各地で反乱・戦闘が引き起こされ、一般の人びとや聖職者をはじめ、教会堂・修道院を含む各種建物が巻き込まれ多大の被害・損失が生じた。年代記類を繙けば、そうした報告はあちこちに見出すことができる。例えば、「スティーヴン王事蹟伝」にも、一一四〇年 Geoffrey Talbot がヘリフォード城包圍戦に際し司教座教会に押入り、司祭達を追い出し、代りに武装した人びとの一群を連れ込み、「祈りの館」を「戦いと血の場所」へと変えてしまつた事例がみられる。また、「いたるところで、都市民は嘆きの叫びを發じた。かれらの親族の墓地の土が城壘建造のため積まれ、かれらは残酷な光景を目撃した。両親や縁者の遺骸が、あるものは半分腐り、あるものはごく最近埋葬されたばかりであつたが、それらが無惨にも深みからひきずり出されたからである。」

これらの記録を吟味することで内乱期における人びとや教会の状態を描写することもできる。それは極めて重要なこと

であるが、本稿ではより高位レベルでの教会の問題を取りあげて検討する。具体的には、ステイーヴン治世における国王と司教達との関係、さらに国王とローマ教皇との関係などである。また、司教達の中ではステイーヴンの弟であったウィンチェスター司教ヘンリー、ソールズベリー司教ロジャー、カンタベリー大司教セオボールドといった特定の個人を取りあげ、かれらの行動を分析することで問題への接近を図りたい。

通説的には、ステイーヴン治世について、彼とマティルダとの対立を利用しながら教会がその立場を強化していった、といわれる。しかし、その内容は一体どういうことであるうか。またそれは、具体的にはいかにして実現されたのであるうか。たしかに、ステイーヴン治世全体を通観する時、重大な局面ではかならず教会（具体的には司教や教皇）との関係が重要な意味をもっているように思われる。したがって以下、ステイーヴン治世の事件を追いながら、国王と教会との関係上重要と考えられるいくつかの局面を取りあげ、それらが両者にとってどのような重要性をもつものであったのか、を考察してゆきたい。

ステイーヴン治世がマティルダとの対立関係を軸として進行し、内乱期としてとらえられるほどに激動的・不安定で、またその意味では異常ともいえる時期であったがゆえに、かえって国王と教会との関係をめぐる問題が鮮明な形で呈示されることになった、という点も忘れてはならない。さらにこの時期のイングランド国王と教会との関係は、国内事情に左

右されたばかりではない。それは大陸の事情とくにローマ教皇庁の影響を大きく受けているという側面も見逃せない。ステイーヴン治世にはローマへの上訴が頻繁に行なわれたようである。¹² このことは逆に、教皇の影響力がイングランドに浸透する機会を提供した、といえよう。

一 即位時の国王と教会

一一三五年ヘンリー一世が亡くなるとステイーヴンはイングランドへと急いだ。彼はロンドン市民達によって国王に「選出」されると、すぐにウィンチェスターへと向かった。そこには、ステイーヴンと同様、ヘンリー一世から厚遇されウィンチェスター司教となっていた彼の弟ヘンリー・オヴルブルワ（以下、司教ヘンリー）がいた。¹³ 司教ヘンリーは、兄ステイーヴンの王位獲得を確実にするために、王庫管理人 William of Pont l'Arche を説得し、さらにイングランド統治機構の頂点に立つ大法官 (Justiciar) ソールズベリー司教ロジャー（以下、司教ロジャー）によるステイーヴン承認も取りつけた。¹⁴ ステイーヴンは、弟ヘンリーの働きによって、いわば財務府と行政機構の両方をおさえることができた。残るは教会の承認だけであったが、それも司教ヘンリーの尽力により獲得する。

カンタベリー大司教ウィリアムもウィンチェスターへとやって来たが、彼は、かつて忠誠を誓ったマティルダへの配慮

もあってスティーンに塗油（聖別・戴冠）することを躊躇した。支持者達がスティーンを国王として塗油しよう大司教に要請したのに対し、ウィリアムは、国王がいったん選ばれると人びとを支配することになるがゆえに、残されている塗油行為は軽々しくまた急いでなされるべきではない、と主張した。さらに大司教は、ヘンリー一世存命中に忠誠宣言をなした国王の娘がまだ生存しているのに、誓約を破るべきではない、とつけ加えた。これに対し、スティーンが、誓約は執事の中にノーフォーク伯となる Hugh Bigod が、誓約はヘンリー一世により強制されたものであり、ヘンリーは臨終に際し多くの人びとの前で、押しつけていた宣誓から諸侯達を解放した、と主張したのである。加えて、司教ヘンリーは、

つぎに詳述するような教会の自由を回復するというスティーンに約束し、自ら保証人となることで大司教の協力を獲得したのであった。その結果、大司教はスティーンを聖別・塗油し、同年一二月ウェストミンスターで戴冠した。

ここで注目しておきたいのは、塗油ならびに◆冠の行為がマティルダとの関係において重要な意味をもった、ということである。すなわち、スティーンがたとえいかに不正な国王であると同非難されようとも、彼の敵対者側は自分達の支持するマティルダを「女王」と呼ぶことはできなかったのである。イングランド王位がいかに正当に彼女の物であったとしても、彼女は塗油されていなかったからである。したがっ

て、マティルダに残された唯一の道は、彼女の権利を侵害し、彼自身の誓約を破ったとして、スティーンをローマ教皇に上訴することであった。実際、彼女はそうしたのである。しかし、教皇インノセント二世は、一三三九年クリューニー修道院長 Peter the Venerable の助言を得た後、国王としてスティーンを承認するのであった。ここにも、クリューニー修道士として力のあった司教ヘンリーの働きを推測することができよう。このようにスティーンが即位するにあたっては、司教ヘンリーの働きが大きく、また教会の承認が不可欠であった。教会からの支持なくして、スティーンが王位を獲得し保持し続けることが可能であったかどうかは、極めて疑問である。

こうした教会側の協力に対する譲歩としてなされたのが、即位の翌一三三六年オックスフォードで発行されたスティーンによる教会諸特権のためのチャーター（証書）である。それは、国王が自らの意志で付与したものというより、むしろ協力に対する返礼行為を誓う契約といった性格を示している。通常のチャーターにおいて始まる「イングランド人の国王スティーンは……」という語句の代りに、ここではスティーンが即位に際し教会から受けた恩恵を列挙することから始まっている。

「余、スティーンは、神の同意によって、イングランド国王に選ばれ、そしてカンタベリー大司教で聖ローマ教会使節であるウィリアムによって聖別され、ついで聖ローマ司教

座の教皇インノケンティウスによって承認されたが、神への尊敬と名誉から、聖なる教会が自由であることを認め、余がそれに負っている尊敬を確認する」と始まる。

さらにチャーターは、具体的内容を述べている。それは、ヘンリー一世治世に抑圧されていた教会について、教会指導者達が国王の前でなした指摘を受けて、事態を改善しようとするものであった。聖職者達は、ヘンリー一世の下で、教会は「下女」として取扱われ不名誉な悪行をこうむった、司祭達は国王により裁判沙汰へと巻き込まれた、聖職者はあらゆる種類の奉仕を強要され税を強制された、国王は聖職売買を行ない、司牧者の死に際し教会所領を私用に転換した、祭壇への奉納物は国王の利益をはかりながら世俗役人達に譲渡された、といった不正を指摘していたのである。

これらの不正を改善し教会の自由を回復すべく発行されたステイヴンのチャーターの内容の要約を、つぎに紹介する。²⁶⁾ 国王は、

- (1) 聖職売買を行なわないしそれを許さない
- (2) 聖職者とかれらの財産に対する統治権と教会財産の配分権を司教がもつことを確認する
- (3) 教会の諸特権と古くからの慣例が侵されないことを確認する
- (4) ウィリアム一世死亡時に教会が保有していたすべての財産・所領を確認する
- (5) それ以前に失われた教会財産についての調査・回復権

は留保し、それ以後与えられてきたものについてはそれを確認する

(6) 平和・正義の維持を約束する

(7) ウィリアム一世・二世が創設した森林(狩獵地)は留保するが、ヘンリー一世が追加したものについては、教会そして王国に返却する

(8) 司教や修道院長が死の前に自分の財産を分配するのを認めるし、「もし生前その措置がなされなかった時には」教会の助言により分配する

(9) 司教座が空位の際は全財産は教会法的に新司牧者が任命されるまで同教会聖職者の管理下に置く

(10) 国王役人達によるすべての悪しき取り立てや不正を止めさせる

(11) 殺人その他訴訟において古き良き法や慣習を守り、また遵守させる

以上のことをステイヴンは教会に誓約している。²⁷⁾ 彼は司教ヘンリーの説得によってそれらを約束させられた、²⁸⁾ といつてよいであろう。その約束は、教会からの協力を得るために国王が支払わねばならなかった「代償」であった。

チャーターの内容は、当時、教会が望むことができた恐らくすべてであろう。それはまた、国王と教会との関係についてクリューニーの理想の実現をめざすはずのものであった。クリューニー修道士達は、教会がその自由を獲得する

最も有効な方法は世俗権力と闘うことではなく、協働しながらそれを交えていくことである、と主張してきていた。チャーターはそうした理念に基づくものであったといえよう。当時、クリュニー支持勢力は有力な協力者をもってきていた。ヘンリー一世はクリュニー派修道院を建設していた。スティーヴンの母と義理の父は、晩年クリュニー派修道院に入った。スティーヴン即位を助けた司教ヘンリー自身、非常に有力なクリュニー修道士であった。²⁰ スティーヴン自身、ヘンリー一世に習って、妻と共にクリュニー派の Faversham 修道院を建設することになる。²¹

スティーヴンが王位についた今、二人の兄弟である国王と司教ヘンリーは好ましい調和のうちに世俗両剣を揮うことができ、イングランドにおいて理想的共同統治を実現するはずであった。²² しかし、その道は平坦ではなく、次に述べるように、スティーヴンによる約束（誓約）違反で妨げられるのである。

この約束違反の問題については、「事蹟伝」の作者が、国王は聖職者達の主張にきげんよく耳を傾け、かれらの要請を寛大に認めていたのであり、邪悪な側近達がかれの良き性質を迷わせ、いかなる法や議論の余地も許さない現実の緊急の必要性が彼にその約束を破らせなかったならば、国王はそれを守っていたであろう、²³と国王に対して同情的である。

これに対し William of Malmesbury は、スティーヴンは、あたかも誓約を守れないことを王国全体に示すために誓った

かのようなのである、と手厳しい。しかし同時に彼も、国王が性悪な人びとの囁きに耳を貸し、それを信じたことを指摘している。彼は、スティーヴンの下で教会財宝が略奪され、土地財産の俗人への譲渡・教会売却があり、司教が獄につながれ財産放棄を強制され、修道院長職が報恩・借金返済のため不適格者へ付与されたことを述べる。それらの行為の責任は、国王に対して以上に彼の側近助言者に帰せられているのである。²⁴ 立場の相違はあれ、両作者ともスティーヴンの約束違反を認め、その行為に側近が深くかかわっていたことを指摘している事実注目しておきたい。

二 司教ロジャー逮捕事件

王位をめぐるマティルダという強力なライバルをもち、彼女を支持する諸侯達による反乱が頻発するなかで統治を行なうスティーヴンは、自分の回りを信頼できる人びとで取り囲んでいった。その中にはフランドルやブルターニュからの傭兵達がいた。かれらの強欲さと乱暴（教会墓地への侵入、教会からの略奪、修道士の捕縛など）は、人びとの嫌悪感を引き起こした。²⁵ スティーヴンは主要な側近の一人としてフランドル人 William of Ypres を登用していたが、国王に対する彼の影響力は大きく、他の側近諸侯達や前王ヘンリー一世時代からの役人達に嫉妬心と敵愾心を生じさせることになった。²⁶

後者のグループはヘンリー一世のバトロネジにより昇進させられていたいわゆる「新人」と呼ばれた人びとである。その中の代表例として、ノルマンディーの二介の司祭から、ヘンリー一世の寵愛をうけてソールズベリー司教になり、ついに統治機構の頂点に立つ大法官にまでなったロジャーという人物がいた。すなわちソールズベリー司教ロジャーである。

ステイヴンは彼の治世当初より、自己の豊富な財力を利用することで、諸侯達をはじめヘンリー一世時代からの役人達に寛大な贈与や好意をふりまきながら、かれらの支持を取り付けてきていた。しかし、信頼という点ではお互いに懐疑的であったことは否定できない。宮廷に出廷するようにとの国王命令にもかかわらず、「新人」達が躊躇していたのは、かれらが恩義あるヘンリー一世の娘マティルダに忠誠宣言をしていたことと、下位身分出身のかれらが、富と権力において高貴の者達を凌ぐことで反感をかってきていたからである。かれらは報復を恐れていた。

こうした中で、国王側近の一人 *Waleran, Count of Meulan* が、司教ロジャー達の忠誠心を疑わせるよう国王に助言し、それに耳を傾けさせることに成功する。彼は、司教達が多くの城を建設してきており、マティルダの到着をまつて反乱を起す危険があること、さらに、いつでも行動に移れるよう宮廷にも多くの騎士を随行しているなどと中傷した。結局、国王は事前に手を打つことに同意したようである。

一一三九年夏、ステイヴンは司教ロジャーとその息子で国王チャンセラール(尚書局長官)であった *Roger le Poer*、そして司教の二人の甥であるリンカーン司教アレクサンダーとイリー司教で国王財務官 *Justiciar* の四人をオックスフォード会議に召喚した。そこで国王の臣下とロジャー達の臣下の間で争いが生じるが、ステイヴンは国王の平和を乱したかどで、さきの四人のうち前三者を逮捕した。残るイリー司教は逃亡する。彼は司教ロジャーの *Devizes* 城に籠もるが、国王は城を包囲し、連行してきた人質司教ロジャー父子を飢えさせ絞首刑で威すことで城を放棄させた。同様の方法でロジャーの他の城 (*Sherborne, Malmesbury*) やリンカーン司教の城 (*Newark, Stearford*) も攻め落された。

この事件は教会側からの強い反発を引き起こす。司教ヘンリーもステイヴンを非難し、もし司教達が悪行をなしたのであれば、かれらは教会法に従って裁かれるべきであり、かれらの財産も教会会議の宣告なしに差押えられるべきではないと主張した。それはまさに、ステイヴンがチャーターにおいて誓約した原則に基づく取り扱いの要求である。

ところで、司教ヘンリーは、一一三六年カンタベリー大司教ウイリアムの死後、大司教位を希望したがかなえられず、教皇は一一三八年セオポールドを叙階してきていた。その代償であるかのように、一一三九年ヘンリーはイングランドにおける教皇使節に任命された。教皇使節への任命により、司教ヘンリーは権威においてはカンタベリー大司教より上位

に位置することになったのである。

こうした立場にある司教ヘンリーにとって、ステイーヴンによる司教達の逮捕事件は、即位時の国王の約束からしても、とうてい見逃せるものではなかった。教会の自由に対してなされた犯罪は教会によって裁かれねばならなかった。たとえそれが兇である国王による犯罪であってもそうである。かれ自身、国王の約束実行の保証人となっていたことを想起するなら、なおさらそうであった。司教ヘンリーは、八月二九日ウインチェスターにおいて教皇使節として教会会議を開き、⁴⁵国王の出席を命じた。彼はステイーヴンを背信行為と冒瀆のゆえに非難した。諸侯達も、その非難についてステイーヴンが弁明すべきことを決定し、その会議の法廷としての権限を認めたのである。そのこと自体、教会側にとってはひとつの勝利であったといえよう。

国王側の弁明の内容は、大要以下の二点であった。まず、司教ロジャー達は密かに敵方マティルダを支持しており、かれらは国王の平和を乱す反逆者として逮捕された。すなわち、かれらは司教としてではなく国王の役人（臣下）として逮捕された。というのも、かれらは国王の事柄を取り扱い、国王から報酬（支払い）を受けていたから、というものである。これに対し、ロジャーは、かれがステイーヴンの役人であったことではないし、支払いを受けたこともない、⁴⁶と反論したのである。

つぎに、司教達から取りあげた城は教会財産の一部ではな

く、教会法的には保有する権利をもたない私的財産である、というものである。この点については、同会議は国王に有利に運んだ。しかし、司教達の身体に加えられた暴力行為については、ステイーヴンもその事実を否定することはできず謝罪したのであった。⁴⁷

たしかに、司教達のもつ宗教的機能と国王臣下としての機能の二面性ゆえに、それ以前、ウィリアム一世・二世治世において同様の区別が主張され、司教達（バイユー司教オド、ドラム司教ウィリアム）の裁判が執行された事例がある。したがって、この場合も当時の国王と司教関係の在り方といった視点からこの問題を検討することも可能である。しかし、ここでは、最後に城を攻め落されたイーリー司教が、ステイーヴンと対立するマティルダ陣営へと逃れた、⁴⁸という事実を指摘しておきたい。また、教会側としては、その自由を侵す者はたとえ国王であろうと裁判にかけるという原則を履行した、という点が重要である。

ステイーヴン側としては、依然として司教ヘンリーをはじめとする教会側の支持を必要としていたはずである。それでは、なぜこうした事件をひき起こしたのであるうか。ブルックは、ステイーヴンが、「新人」の代表であった司教ロジャー達を辱しめることで、かれらに抑圧されていた諸侯達の支持を得ることができると期待していたとする。⁴⁹しかし、さらに注目すべきは、デイヴィスが指摘するように、そこには、ステイーヴン治世のこの時期に集中している新伯領創設政策

との深い関わりが見い出される、という事実である。

そこで意図されていたのは、まず司教達について、司教としての機能と国王の役人としての機能との間に明確な区分線をひくことであった。そして、かれらは司教座支配においては干渉されることもなかったのであるが、国王の役人としては打倒されるべきであった。そのことは、とりわけ前王ヘンリー一世治世に重要な役職についていた司教ロジャー一族が、ヘンリーの娘マティルダの支持に回る可能性が十分に考えられたことから、容易に理解されるであろう。

ステイヴンは伯領創設によって、それまでヘンリー一世や司教ロジャーが登用してきたシェリフ等の役人達による地方統治を、信頼できる自分の側近である新たな伯達に委ねようとしたのである。そのことは、新伯領創設の日付が、司教ロジャー達が逮捕された直前か、あるいはその後、すなわち一一三八〜四〇年の間に集中していることから推測される。この時期はマティルダが上陸した一一三九年とも符合する。また、任命された新たな伯達のうち Geoffrey de Mandeville のみが、それ以前に行政体験をもつ唯一の人物であったことは注目される。他の人びとはまずもって軍人であり、かれらはその機能のゆえに任命されたのであった。各地で起こる多くの反乱を鎮圧することが伯達の第一義的な任務であったといえよう。

こうした動きの中において司教ロジャー達の逮捕事件を見るなら、国王側の意図が正確に理解されるはずである。しか

し、それにしても、教会側からの支持確保という点からすれば、この事件によってステイヴンが被った損失は余りにも大きかった、といわねばならない。またそれは、次に述べる二年後の事件への伏線をなしていたといえるかもしれない。

三、ステイヴン捕囚と教会

一一三九年マティルダのイングランド上陸は彼女の支持勢力を勢いづかせ、各地で反乱や戦争が続発していった。一一四〇年司教ヘンリーは、ステイヴンとマティルダとの間の和解を図り、王妃やカンタベリー大司教と共にバースにおいてマティルダ側と話し合った。話し合いは失敗に終わった。しかし、マティルダ側が、彼女の大義を教会の決定に委ねると言明したことは、司教ヘンリーの心を捕えたであろう。同年九月司教ヘンリーは大陸に渡り、イングランド問題についてフランス国王ルイ七世、兄のプロワ伯セオボルド、クリュニー修道会のメンパー達と会談し、和平案を携えて帰国した。しかし、ステイヴンはそれを拒絶してしまった。司教の努力に対する国王のこうした態度は、国王への忠誠心という点で司教に何らかの影響を与えたであろう。

ところで、一一四一年リンカーンでの戦いにおいてステイヴンはマティルダ側の捕虜になり、プリストルに連行・投獄された。この事件直後マティルダは、教皇使節である司教ヘンリーに接近し、両者はウィンチェスター近郊で会見

した。その際マティルダはつぎのことを提案したと伝えられる。すなわち、司教ヘンリーがマティルダを受け入れ彼女に忠実であるならば、彼女は王国のすべての重大事項、とりわけ司教職や修道院長職への任命について、かれの指導を仰ぐであろう、というものである。マティルダの側近達は、彼女がこの約束を守ることを保証した。その結果、ヘンリーはマティルダへの忠誠を誓い、彼女をウインチェスター教会へと導き、他の司教達と共に厳肅に迎えた。

四月七日司教ヘンリーは教皇使節としてウインチェスター教会会議を開いた。そこでマティルダ擁護の演説を行なう。またステューヴンについては、彼が教会の自由を尊重するとした即位時の約束を破り、悪政を行ない、司教達に対し暴力を行使したことを非難しながら、神の明白な裁きによって彼が廃位されたと宣言した。つづいてマティルダを「女君主」として承認したのである。会議で行なわれた行為そのものも重要ではあるが、ここでは、司教ヘンリーが、君主を選び聖別する権限を聖職者達がもっており、それによってマティルダを支配者として選んだ、と主張している点に注目すべきであろう。

会議の出席者全員が司教ヘンリーの意見に賛成した。あるいは少なくとも反対することは差し控えた。もっとも、カンタベリー大司教はステューヴンの承認を得るまでマティルダへの忠誠宣誓を延期することで、司教ヘンリーに対し大司教としての自己の地位を強調している。また、二日後到着した

ロンドン市民達はステューヴンの釈放を懇願した。これに対し、司教ヘンリーは同様の主張をくり返し、ステューヴン支持はふさわしくない、とつけ加えている。

こうして支配者の地位に就いたマティルダではあったが、皇妃として身につけていた彼女持ち前の高慢さと、ロンドン市民に対する課税要求にみられたような厳しい統治姿勢は、諸侯達の態度を変えずにはおかなかった。教会との関係において、司教ヘンリーに対してなされた約束は守られなかった。彼女は側近達の助言を無視したばかりか、司教職任命についてヘンリーの助言を聞くこともしなかったのである。

たとえば、空位となったダラム司教位について生じた問題がある。マティルダの叔父であるスコットランド王デイヴィド一世は、ダラム司教位が自分の支配下にあるものとみなし、自己のチャンセラー William Cunin を任命しようとした。ダラム教会参事会はこれに反対し、自分達の教会の自由と自由選挙権の確認をマティルダと司教ヘンリーに求めた。これに対しヘンリーは参事会を支持し、教会法的に選出されないかぎり司教位を受けることをウィリアムに禁じた。他方、マティルダは参事会の要請を拒絶し、教皇使節としてのヘンリーの意向を無視した。そして、自分が女王になり次第自らウィリアムに指輪と司教杖を授け、彼を司教位に就けるための措置を講じたのである。これは教会側にとって極めて反動的な行動であった。というのも、それは、まさに彼女の父へ

ンリー一世と彼女の前夫の皇帝ハインリヒ五世が、「聖職叙任権闘争」を経た後、それぞれ一〇七年・一一二二年に放棄したはずの権利を再び行使することを意味していたからである。それは、教会側としては決して座視できないマティルダの行動であり、またそれは司教ヘンリーの反対と敵意を引き起こすところのものであった。⁶⁸

さらにマティルダは、司教ヘンリーの甥にあたるステイヴンの長男 Eustace に対し、大陸における財産 (Boulogne 伯領) を承認するのを拒絶することで司教を傷つけた。⁶⁹ こうして司教ヘンリーはマティルダの宮廷を去ることになるが、その間義理の姉であるステイヴン王妃と非公式に会見している。その結果、王妃の懇願に屈するかたちで、ステイヴン解放のため尽力することを約束した。⁶⁸

ステイヴン解放のための機会はまもなく訪れた。一一四一年九月ウィンチェスター包囲戦において、マティルダ軍のリーダーであったロバート伯が捕虜になり、交渉の結果、ロバートと交換にステイヴンが解放されることになったからである。⁶⁸ ステイヴン解放後、同年一二月司教ヘンリーはウエストミンスターで教会会議を開く。そこではステイヴン王出席のもと、四月のウィンチェスター会議の決定が逆転された。そして、ステイヴンはイングランドの正当な合法的君主と宣言されたのである。つづいてクリスマスにはカンタベリー教会において、大司教セオポールドが「復位」した国王の頭上に王冠をかぶせた。⁶⁷

教会の自由を侵した者は教会の支持を失い、ここでも、教会側は国王の「選出」を実行していることに注目したい。

四 ローマ教皇とイングランド

一一一四年以来ヨーク大司教であったサースタンは一〇四〇年に亡くなる。彼はカンタベリー大司教位に服従しないで、大司教として対等の地位を主張する断固とした姿勢をとり続けたことで知られていた。⁶⁸ サースタンはまた、大司教区内での修道院的発展を促進させた。ヨークの教会から分離独立した修道士達にも自ら土地を与えることで、シトー修道会派のフアウンティン修道院の建設(一一三二年)に寄与してきていた。⁶⁹ さらに彼は、一一三八年スコットランド人侵入に際して、ヨークシャーの諸侯達を統合してそれに対抗、撃退した。こうしたサースタン死後、ヨーク司教座教会参事会はカンタベリーに対し強硬姿勢をとり続ける後継者を欲した。一方、国王はスコットランド人に敵対し、自らに忠実である人物を大司教に任命したがっていた。他方、司教区内の修道士達は、司教選挙を補助できるという自分達の権利(一一三九年ラテラン会議で再確認)を行使しながら修道院改革の推進者を選出することを図った。⁶⁸

反カンタベリーという教会参事会の主張は、北部の利害というかたちで、修道院改革者達の利害と結びつく。修道士達の指導者はシトー派修道院であるリーヴォー修道院長ウィリ

アムであった。その修道院が聖ベルナルのクレルヴォー修道院の娘修道院であったことから、修道士達の見解はすぐにシトー会全体の見解となった。かれらは第一候補として Walthof, prior of Kirkham をたてたが、彼はスコットランド人達とあまりに友好的であるとして、ステイーヴン側によって拒絶される。というのも、ワルセオフはスコットランド国王デイヴィッド一世の継子であり、国王のハウスホールドにおいて育てられてきていたからである。彼についての合意が実現しなかつた結果、大司教候補者選定についてのイニシアティブは教皇使節である司教ヘンリーに移った。⁽⁷²⁾

ヘンリーは彼の甥のひとりである当時ノルマンディーの Pécamp 修道院長であった Henry of Sully を推薦し選出させた。しかし同修道院長は、大司教に選出されて後も院長職を手放そうとしなかつたため、教皇はその選出を取り消してしまふ。ついで司教ヘンリーのもう一人の甥で、当時ヨーク教会の財産管理係であった William Fitzherbert が選ばれた。しかし教会参事会の一部はこれに反対し、ローマに上訴するにいたる。こうして、ヨーク大司教選出問題はローマ教皇を直接巻き込むことになる。その後一四三年九月に、司教ヘンリーはウィンチェスター教会会議を開いた。そこでは、一人の司教と二人の修道院長が、この選挙が自由で教会法的に行なわれたと宣誓したうえで、司教ヘンリーはウィリアムを大司教に叙階したのである。その際、カンタベリー大司教は承認するのを拒否している。⁽⁷³⁾

この間、西欧キリスト教世界においてひとつの著しい変化が生じていたことは見逃せない。それはイングランドにも大きな影響を与えていた。ステイーヴンが即位した頃、イングランド教会にむける最も強力な影響力はクリュニー修道士達により行使されていた。有力なクリュニー修道士であった司教ヘンリーはイングランドにおける教会問題を左右し、一三九九年から四三年まで教皇使節として活躍した。司教ヘンリーが絶大な権限を行使できた基盤である教皇使節職はインノセント二世の死により委任を解かれてしまった。⁽⁷⁴⁾

この時期以降、クリュニー修道士達は影響力においてシトー修道士達により凌駕されていく。シトー派修道院数も一三五年の五から一四七年には二七に増加していった。一四四年ステイーヴン自身が建設していた Furness 修道院が、四七年にシトー派修道院となつたのは象徴的であつたといえよう。⁽⁷⁵⁾ こうした動向の中でとられた先述の司教ヘンリーのやり方、すなわち自分の甥を大司教に就けるというやり方は、北部のシトー派修道士達によって強く反対されたばかりでなく、シトー修道会全体の指導者であつた聖ベルナルをして司教ヘンリーと国王ステイーヴンに対する敵対感情を抱かせるにいたる。⁽⁷⁶⁾ そればかりでなく、自ら軍事的行動に参加し、⁽⁷⁷⁾ 城を築き、教会を飾り、豪華な宗教的儀式を行なう司教ヘンリーが、シトー的清貧を理想とするベルナルにとつては極めて好ましからざる人物に映つたことはまちがいない。

一一四五年ベルナル自身の指導を受けたシトー修道士出身の教皇エウゲニウス三世が誕生する。ベルナルは教皇に對し、まず行なうべき務めの一つは、司教ヘンリーに對して、また彼と兄ステイヴンがヨーク大司教位に就けたウィリアムに對して断固たる行動を起こすことである、と言明した。こうして一一四七年、教皇はヨーク大司教ウィリアムを廢位するにいたる。新たな選挙が紛糾した状態のまま、教皇はフアウンティン修道院長 Henry Murdac を大司教に叙階したのであった。両者は共にベルナルの下で指導を受けた間柄であつた。これに對し国王は新大司教を承認せず、ヨーク教

会は自分の間分裂状態に陥ることになつた。

ところで一一四八年ステイヴンは、カンタベリー大司教セオボールドがフランスのランスで開かれる教皇主催の會議に出席するのを禁止した。それは、大司教と教皇が、自分に敵對するアンジュー派と結託していると疑つていたためである。司教ヘンリーもカンタベリー大司教の出席禁止を助言したといわれる。そのためヘンリーは教皇から聖務停止命令を受け、ローマに召喚されることになる。

カンタベリー大司教は国王の禁止命令にもかかわらず教會會議に出席するため出国した。その結果、帰国を許されず一時追放状態におかれる。この点では、かれの行動はかつての大司教アンセルムの行動を思い起こさせる。教皇が予定していた国王への破門を、自ら執り成して断念させたのも同様に大司教であつた。

イングランドにおいて教會の抱える問題にも、大陸とりわけローマ教皇の影響が及んできていたわけであるが、そうした動きは当時反ステイヴン勢力と結びついたものとして受け取られがちであつた。国王自身にとっては、ヨーク大司教とローマ教皇、そしてカンタベリー大司教のつた行動は、とうてい受け入れることができないものであつた。しかし、彼の治世末期になるとその姿勢に変化がみられるようになる。それは、ステイヴンが自己の後継者として長男ユスタスの王位継承を考え始めた時期であり、そのためには教會の承認・協力がまた必要であつた。

おわりに

一一五〇年国王はヨーク大司教ヘンリーを承認した後、彼をローマに派遣して長男ユスタス戴冠の許可を教皇から得ようとしたが拒絶されてしまう。大司教セオボールドと司教達も教皇の禁止命令を理由にユスタスへの塗油（聖別）を拒絶した。ステイヴンは司教達を監禁・強制するが、大司教は国外へ逃亡してユスタス戴冠は不可能となつた。一一五二年の王妃の死、翌年ユスタスの突然の死は国王の志気をくじいた。イングランドに上陸したマティルダの息子ヘンリーが各地で戦勝する中、大司教セオボールドや司教ヘンリーらの外交手腕もあつて、ステイヴンとヘンリーの間で和解が成立する。ステイヴン死後ヘンリーが王位を継承するとの協約

はウインチェスター会議で批准され、教会もそれを承認する。教会の承認は協約実施への強力な保証となり、ステイーヴン死後、ヘンリーは時間的余裕をもってイングランドに渡ることができたのである。¹⁰⁾

以上検討してきたように、ステイーヴン即位時の教会自由の要求、司教ロジャー達の逮捕に関する国王の裁判と「選出」国王の反対に直面しながらの教皇によるヨーク大司教叙階、そしてユスタスの王位継承問題をめぐる大司教の断固たる対応、これらは、ステイーヴン王内乱期の重大な局面において、教会が自らの役割を果たしながら、しだいにその立場を強力なものにしていったことを明確に示しているのである。

註(一)「ステイーヴン王事蹟伝」は、ヘンリー一世の死により「ひどい災難が国全体を乱し、まったくの無秩序にした」と伝えられている。 Cf. K. R. Potter ed., *Gesta Stephani* (以下、GSと略記), London, 1955, p. 1.

(二) K. Norgate, "Stephen," *Dict. of National Biography*, XVIII, pp. 1038-43, esp. 1043.

(三) C. N. L. Brooke, *The Saxon and Norman Kings*, 1972(1963) pp. 188-9. Cf. Do., *From Alfred to Henry III*, 871-1272, Edinburgh, 1961, pp. 166-72; "Princes and kings as patrons of monasteries: Normandy and England," *Miscellanea del Centro di Studi Medioevali*, VI (Milano, 1971), pp. 125-52.

(四) ステイーヴンの人物評は立場によって異なる。GS は勿論

好意的。彼のすぐれた徳性、富裕ではあるが謙遜、寛大、礼儀正しき、戦いで勇敢・賢明・忍耐強さを高く評する。GS, p. 2. William of Malmesbury は、国王が「エネルギーではあるが判断力に乏しく、戦いで活発、すべての困難な仕事に志気をもって着手したが、敵に對し寛大で容易に懐柔された」と厳しく。K. R. Potter ed., *Willelmi Malmesbriensis Monachi Historia Novella* (以下、WM, HN と略記), London, 1955, p. 16. ブルックは、ステイーヴンを、自分の側近達をコントロールしきれない弱さをもっていたが、ウィリアム一世やその子供達に欠けていた温かみをもった魅力的な人物と評している。Brooke, *Kings*, pp. 179-80.

(五) ブルックは、同王治世の悪夢体験を述べた年代記作者の誇張を指摘したうえで、一一三九年から四五年まで真のアナーキが存在したとする。町や畑が焼かれ、無規制の城の建造、教会堂の替への転換などが行なわれた。Brooke, *Kings*, p. 188.

(六) マティルダは一一〇二年生れ。八才でハインリヒと婚約し、一才で結婚。二五年皇帝の死まで皇妃。二八年ジョフリーと再婚。ブルックは、彼女が、王位継承問題の犠牲者であり、資格ある未亡人としての不運を味ったとする。さらに再婚もみじめなものであり、一一三九年皇妃はイングランド、ジョフリーはノルマンディーという領土分割案の合意は、戦略的にはともかく、家庭的不和には適格的であった、との興味深い解釈を示している。Ibid., 183-4.

(7) GS, 6. ヲノレ、GS は口せがなすが、事件の連続性を

内容として William of Malmesbury と John of Worcester
のほうな他の典拠でチェックされる限りたがって、信頼に値
する判断である。 *Ibid.*, xv, xxxi-ii.

(8) マティルダに対して懸念した GS の作者が、ステューアートの
和約成立以前の一一四七年「インスマンズ王国の合法の後継
者」を請求者「その子インジュー伯の息子」であるとインリーが
……「インスマンズとくわつて来た」(*Henricus, filius comitis*

*Andegavie, iustus regni Anglorum heres et ap-
peltor*……*Angliam aduenit*(p. 135) ヲノレ、GS は口せがなすが、
十ノ。

(9) ロンリーは、インリー一冊の死に際し王位継承を助言した
時、それが正当に所属してゐる彼の妹(マティルダ)の息
子と王位を与えるべきだと説くつた。 GS, 8.

(10) *Ibid.*, 110.

(11) *Ibid.*, 72.

(12) ストリーマンの証書と関しては、 Cf. H. A. Cronne, & R.
H. C. Davis, eds., *The Regesta Regum Anglo-Normannorum,*
1066-1554, Vol. III. Oxford, 1970 (1968). 9冊中9冊として
41' Cf. J. T. Appleby, *The Troubled Reign of King Stephen,*
London, 1969; H. A. Cronne, *The Reign of Stephen 1135-54;*
Anarchy in England, London, 1977; R. H. C. Davis, "What
Happened in Stephen's Reign, 1135-1154," *History*, 49
(Feb., 1964). pp. 1-12; Do., *King Stephen, 1135-1154*. Lon-

don, 1977 (1967); K. Schmith, "Zur Vorgeschichte der 'Anar-
chie' in England, 1135-54," *Historisches Jahrbuch*, 95 (1975),
pp. 68-87. マティルダとして Cf. N. Pain, *Empress*
Matilda: Uncrowned Queen of England, London, 1978. 教会史
学の研究書・史料として Cf. F. Barlow, *The English*
Church 1066-1154, London, 1979; J. R. H. Moorman, *A*
History of the Church in England, 1976 (1953); D. Knowles,
The Monastic Order in England, 940-1216, 1966 (1940); W.
R. W. Stephens, *The English Church from the Norman Con-
quest to the Accession of Edward I, 1066-1272*, London, 1904
(1901); D. Whitecock et al. eds., *Councils and Synods: With*
Other Documents Relating to the English Church, Vol. I, A. D.
871-1204, Oxford, 1981. #42 田中王義「中世都市ウイミンチ
スタとサウスハンブタン」第十三紀初葉以前インスマンズの
内城都市と北海都市①」『立教経済学研究』三六一三(一
九八三年)一八一—二〇八頁参照。

治世中の重要な諸事件を関連年表(八三・八四頁)に掲げた。

スティーヴン王内乱期と教会 (山代)

Stephen 王 関 連 年 表

略記号 { C.—Count, E.—Earl
S.
主語なし } —スティーヴン王
H. W.—Henry of Winchester
M.—皇妃 Matilda
H.—Henry of Anjou

年 月	教 会	ローマ教皇
1097?	Stephen, C. of Blois&Chartre とウィリアム征服王の娘 Adela の第三男として誕生	
—	ヘンリー1世により騎士叙任	
1120	ヘンリー1世の息子 William 薨破死	
—	ヘンリー1世王妃の姪、Boulogne 女相続人と結婚	
1126	ヘンリー1世、S. の弟 Henry of Blois を abb of Glastonbury に任命 (~1171)	
12	Matilda への忠誠宣誓	
1129 10	Henry of Blois, by of Winchester に選出 (~1171)	Innocent II. (1130~43)
1133	M. への忠誠再宣誓	
1135 12/1	ヘンリー1世死亡→S. イングランドへ ロンドンで国王に選出→ウィンチェスター (王庫) へ	
12/22	William, abp. of Canterbury により Westminster で戴冠	
1136	ノルマンディーで公として承認される	
		M. : S. の偽誓をローマへ上訴 (1139、教皇はS. の王位を承認)
イースター直後	オックスフォードで全諸侯、S. に忠誠宣誓 スコットランド王 David I., 北部に侵入 Norwich, Exeter, Devon で反乱	
11/21 待降節	William, abp. of Canterbury 死亡、H. W. 大司教位を希望 (選出された?) H. W. : イングを出発 (転任許可申請のため)	教皇は許可せず
1137	ノルマンディーに滞在、長男 Eustace, フランス王ルイ6世に臣従礼 M. の夫 Geoffrey of Anjou と休戦	
12	帰国 David I. 侵入	
1138 春	スコットランド人を追撃、南西スコットランド攻略 Robert, Earl of Gloucester 反乱 Hereford で反乱 S.: Bath→Bristol→Castle Cary and Harptree (Somerset)→ Dudley→Shrewsbury→Wareham と連戦 H. W.: Wolvesey Castle など城を建設	
12		Theobald, abp. of Cantebury 選出 (~1161)
1139 3		H. W. : 教皇使節に任命 (~1143)
夏 8/29	Roger, bp. of Salisbury, chancellor Roger, Alexander, bp. of Lincoln を逮捕 H. W. : ウィンチェスター教会会議開催	
9	M. : 上陸、→Bristol でロバート伯に合流	
12	司教ロジャー死亡、H. W. : 長兄の息子 Henry を司教位に推せん (不成功)	
1140 初 聖霊降臨節	Nigel, bp. of Ely (1133~69) 反乱 Thurstan, abp. of York 死亡 (2月)	
	ウエストミンスターでなくロンドン塔で会議 Hugh Bigod 反乱	Henry, abb. of Fécamp の大司教選出 教皇、兼領を主張するヘンリーを拒絶
9	H. W. : 渡仏、ルイ7世、兄 C. Theobald らと会見	

年 月		教 会	ローマ教皇
1141	11 1 2 4 9 11 12	H. W. : 和平案をもち帰国→S. は拒絶 William Fitzherbert 大司教選出→教会参事会の一部、ローマへ上訴 リンカーンの戦いでS. 捕虜、 ブリストルに投獄 ウィンチェスター教会会議、S. を廃位、M. を「君主」と承認 M. 厳しい統治を行なう→形勢一変 ウィンチェスター包囲戦、ロバート伯捕虜 ロバートと交換にS. 解放される 教会会議、4月の決定を逆転、S. を合法的君主と宣言	
1142	9	オックスフォード包囲戦	H. W. : ウィンチェスター大司教位創設計画
1143	9	Geoffrey de Mandeville, E. of Essex 捕虜、H. W. : 大司教ウィリアムを叙階、Theobald は反対 Theobald 教皇使節任命	Innocent II. 死亡 Celestine II. (1143~44)
1144	夏	Geoffrey de Mandeville 反乱、死亡 (冬) H. W. クリュニーに滞在 (春) ローマへ、教皇使節には任命されず	Lucius II. (1144~45)
1145	2	アンジュー伯 Geoffrey, ノルマンディー征服 東部イングを制圧	Eugenius III. (1145~53)
1146		Randulf, E. of Chester 捕虜・解放	
1147		Robert of Gloucester 死亡 Henry Murdac 大司教ウィリアムを廃位、 を叙階 (~1153)	
1148	春 3	M. : 大陸へ引き揚げる Theobald のランス教会会議への出席を禁止、出国後追放 王妃と Faversham 修道院建立	S. 破門断念
1149	春 5	H. : 上陸、E. of Chester 反乱・鎮圧 H. : David I. により騎士叙任→大陸へ	
1150	終		S. : ヨーク大司教ヘンリーを承認
1151		H. W. : ローマへ、カンタベリーからのウィンチェスターの独立要請、 大司教ヘンリーをローマに派遣、長男 Eustance への戴冠許可を要請 ロンドン会議、Eustace の王位継承を承認	教皇は拒絶 教皇は拒否
1152	初 4		司教は戴冠拒否 Theobald 国外へ逃亡 (1152年9月) H. W. 帰国
1153		H. 上陸、Eustace 死亡	
1154	11 10/25 12/19	Wallingford でH. と和約、H. を後継者とする S. 死亡 ヘンリー2世戴冠	

- (13) W. Hunt, "Henry of Blois," *Dictionary of National Biography*, IX, pp. 563-8; esp. 566. Appleby, *op. cit.*, 158. 上掲例では、第四回「ヨーク大司教選出問題を参照」。
- (14) ステューヴンは、ロバート・伯支^{Robert}の Dover 及 Canterbury には入れなかつた。Cf. GS, p. 3, n. 1. ロンドン市民が、かれらのイニシアティブで国王を選出することを自分達の特権とみなし、高貴な生れで良き性格のステューヴンを、相互の誓約のもとに選んだ事情については、*Ibid.*, 3-4. ティヴィスは、この選出が、王国全体に対し法的拘束力をもつものではなく、むしろそれは、ステューヴンを受け入れ、国王としての彼のために戦う宣言とみなされるべきとある。と指摘している。 Davis, *King Stephen*, 17.
- (15) ブルックは、ヘンリー一世がステューヴンに対する愛情から弟をグラストンヘリー修道院長職に任命したと想定している。 Brooke, *Kings*, 182. 弟ヘンリーが、ステューヴンと王位につくよう促したかどうかは確かでないが、兄の計画がまいった弟に依存していたとはまぶがらなる。 Cf. GS, 5. 司教ヘンリーについては、Cf. D. E. Greenway, "Two Bishops of Winchester: Henry of Blois and Peter des Roches," *History Today*, 27 (July 1977), pp. 417-425.
- (16) Hunt, *op. cit.*, 564; Davis, *op. cit.*, 18. 王庫にはヘンリー一世が集めていた約一〇万ポンドの財貨と、多大の価値の金銀製容器等があつた。ステューヴンは、それを惜しみなく贈与するに及び支持者を獲得してつづいた。 Cf. WM, HN, 17. 司教ロ
- チャーターと題して Cf. E. J. Kealey, *Roger of Salisbury*. Berkeley, 1972; D. M. Stenton, "Roger of Salisbury, Regni Anglie Procurator," *E. H. R.*, 39 (1924), pp. 79-80.
- (17) GS, 6-7; Davis, *op. cit.*, 17-18; Norgate, *op. cit.*, 1039. 有名なロンドンが反対なく受け入れた人物である点を強調しているのは注目される。 GS, 7.
- (18) 司教はステューヴンがウィリアム一世のように教会事項に於いて厳格な公正さを示すことを期待していた。 WM, HN, 15.
- (19) GS, 8.
- (20) Barlow, *op. cit.*, 91.
- (21) 教皇はマティルダの非難が証明されなかつた。 Davis, *op. cit.*, 18.
- (22) WM, HN, 15.
- (23) 以上の諸文は、マティルダの指摘に多くを費している。
- (24) "Ego Stephanus, Dei gratia, assensu cleri et populi, in regem Anglie electus, et a domino Willemo archiepiscopo Cantuarie et sancte ecclesie Romane legato conservatus, et ab Innocentio sancte Romane sedis pontifice postmodum confirmatus, respecte et amore Dei sanctam ecclesiam liberam esse concedo, et debitam reuerentiam illi confirmo." (WM, HN, 18-19). チャーターと題して Cf. Cronne & Davis, *Regesta*, III, No. 271; Whitelock et al., *Councils*, I, Pt. II pp. 762-6; W. Stubbs ed., *Select*

Charters and Other Illustrations of English Constitutional History, Oxford, 1951 (1870), pp. 142-4; D. C. Douglas & G. W. Greenway ed., *English Historical Documents*, Vol. II, London, 1981 (1953), pp. 435-6; H. Gee, & W. J. Hardy, *Documents Illustrative of English Church History*, London, 1910 (1896), pp. 66-68; Davis, *op. cit.*, 19.

(52) GS, 16-17.

(52) 庶民は其のノ事

Nichil me in ecclesia vel in rebus ecclesiasticis simoniae acturum vel permissurum esse promitto. Ecclesiasticarum personarum et omnium clericorum et rerum eorum iustitiam et potestatem, et distributionem bonorum ecclesiasticorum, in manu episcoporum esse perhibeo et confirmo. Dignitates ecclesiarum privilegis earum confirmatas, et consuetudines earum antiquo tenore habitas, iniolate manere statuo et confirmo. Omnes ecclesiarum possessiones et tenuras, quas die illa habuerunt quae Wilhelmus rex auis meus fuit uiuus et mortuus, sine omnium calumpniantium reclamacione, eis liberas absolutas esse concedo. Si quid uero de habitis aut possessis ante mortem regis, quibus modo carcat, ecclesia deinceps reperit, indulgente et dispensacioni mee uel discutiendum uel reseruandam reseruo. Quaeuunque uero post mortem regis, liberalitate regum, largitione principum, oblatione uel comparacione uel qualibet transmutatione fideiium collata sunt, confirmo. Pacem me et iustitiam in

*omnibus facturum et pro posse meo conseruatum promitto. Forestas quas Wilhelmus rex auis meus et Wilhelmus secundus auunculus meus insituerunt et tenuerunt, mihi reseruo: ceteras omnes, quas Henricus rex superaddidit, ecclesiis et regno quietas reddo et concedo. Si quis autem episcopus uel abbas, uel alius ecclesiasticus ante mortem suam rationabiliter sua distribuerit, uel distribuenda statuerit, firmum manere concedo: si uero morte preoccupatus fuerit, pro salute anime eius ecclesie consilio eadem fiat distributio. Dum uero sedes propriis fuerint pastoribus uacue, et ipse et omnes earum possessiones in manu et custodia clericorum et proborum hominum eiusdem ecclesie committantur, donec pastor canonice substituitur. Omnes exactiones et mescheningas et iniustitias, siue per uiccomites uel per alios quoslibet male inductas, funditus castitro. Bonus leges et antiquas et iustas consuetudines in murdris et placitis et aliis causis obseruabo, et obseruari precipio et consistio. Apud Oxeneford, anno incarnationis Domini millesimo centesimo tricesimo sexto, regni mei primo.' (WM, HN, 19-20) Cf. Davis, *op. cit.*, 19.*

(27) 国州世宗殿ノ御禮宗眞ノ詔ニ依ルニテ 諸藩ノ御用ノ事ニ
 凡ソノ事ニテモ 凡ソノ事ニテモ 凡ソノ事ニテモ

(28) Davis, *op. cit.*, 18.

(28) Hunt, *op. cit.*, 564; Davis, *op. cit.*, 19.

(29) Brooke, *Kings*, 180.

(30) Davis, *op. cit.*, 20.

- (32) GS, 18.
- (33) WM, HN, 20.
- (34) GS, 17. 出陣者には外国の騎士達ばかりでなく、ヘンリー一世治世での平和を嫌っていたインゴラン下生れの騎士達も少く。
- (35) Norgate, *op. cit.*, 1039; Cronne, *op. cit.*, 147-9.
- (36) これらの多くは下位身分の出目。宮廷の小姓からしだいに昇進し、広大な所領を与えられ、また訴訟にも深くかかわるようになっていった。GS, 15.
- (37) GS, 48 n. 1.
- (38) ステイーヴンが王座を獲得し莫大な財産を得たことは註(16)で述べたが、彼は即位以前にすじた Eye を Lancaster の広大な所領やノルマンディーでの所領をヘンリー一世から賦与され、さらに結婚で海峡両側の相当規模の Boulogne 所領を得ていた。Brooke, *op. cit.*, 181.
- (39) GS, 15. 都築彰「Constitutio Domus Regis」とその作成立の背景」【史学雑誌】九三—一六(一九八四年)五七—七七頁参照。
- (40) GS, 48-50. ノルトックは、状況が国王のコントロールを超えていたとして、責任を側近に帰するのが伝記作者の伝統的弁解方法であることを認めながらも、この場合いづれからの正当性があるかと判断している。Brooke, *op. cit.*, 179-80. Cf. G. H. White, "The Career of Waleran, Count of Meulan and Earl of Worcester (1104-1166)," *T. R. H. S.*, 4th Ser. 17 (1934) pp. 19-49.
- (41) 国王は司教達に対し疑惑をよこしていたが、確固たる証拠なしで国王を逮捕することは困難であった。ジョージ Waleran の発明の才能が発揮され宮廷での「事件」が演出された。Cf. Davis, *op. cit.*, 31-32; GS, 51.
- (42) GS, 35; Norgate, *op. cit.*, 1040.
- (43) Hunt, *op. cit.*, 564; Cronne, *op. cit.*, 38.
- (44) GS ではこの部分は欠如。GS, 47 n. 2. この件で、オルテリック・ウィタースは、ヘンリーが実際に選出されたが教皇はそれを承認しなかった、と主張する。Cf. M. Chibnall ed., *The Ecclesiastical History of Orderic Vitalis*, VI Oxford, 1978, pp. 478-9. 教皇の拒絶の背後にステイーヴンの干渉を想定すべきかもしれない。国王はヘンリーがより大きな権限を得るのを望まなかった、と推測されるからである。Cf. Brooke, *op. cit.*, 182; Hunt, *op. cit.*, 564. もしそうだとすれば、次節で述べるヘンリーのステイーヴンからの一時的離反の原因となつたのである。ヤコブ・ホルムはこうして、Cf. A. Saltman, *Theobald, Archbishop of Canterbury*, N. Y., 1969 (1956).
- (45) Davis, *op. cit.*, 34ff. 全巻の詳説に關しては、Cf. WM, HN, 31-32.
- (46) WM, HN, 31-2. ステイーヴン即位後もロジャークは大法官権限を行使し続けていたようであるが、かれがステイーヴンから公使に任命された証拠はない。Cf. F. M. Powicke & E. B. Fryde, *Handbook of British Chronology*, London, 1961, p. 69.
- (47) Davis, *op. cit.*, 35; Norgate, *op. cit.*, 1042; GS, 53.

- (84) GS, 65, 67.
- (84) Brooke, *Kings*, 185.
- (85) 王位の継承は、Davis の研究を多くを真のトピクス。 Cf. Davis, *op. cit.*, 32ff.; G. H. White, "King Stephen's Earldoms," *J. R. H. S.*, 4th ser., 13 (1930), pp. 51-82.
- (85) GS, 49; Davis, *ibid.* チャンパーネー騎士は、ロジャーとセザル Wateran 国王の Philip d'Harcourt を討伐した。
- (85) GS, 48.
- (85) Davis, *op. cit.*, 32-3. Cf. GS, 110; J. H. Round, *Geoffrey de Mandeville*. London, 1892.
- (85) GS, 58-9; Hunt, *op. cit.*, 564.
- (85) *Ibid.*, 564-5; Appleby, *op. cit.*, 84.
- (85) ロジャーとセザルの継承は、 Cf. WM, HN, 46-50.
- (85) WM, HN, 50-1; Davis, *op. cit.*, 56. GS の主張は、ロジャーがその知識を一時のなかにプロット、機会を訪れたは、それを支離こぼしたがる用意は、そのトピクス。 GS, 78.
- (85) WM, HN, 52-4; GS, 79.
- (85) Brooke, *op. cit.*, 185.
- (89) Hunt, *op. cit.*, 565; Davis, *op. cit.*, 56-57; WM, HN, 54-5. フルントは、ロンドン市民達のように多数の人びとが、ステューアソンが捕虜になったことと、うちに神の裁きを見たが、なかした、支離こぼしたるのは、興味深い。 Cf. Brooke, *op. cit.*, 185.
- (89) ステューソンにとっては、マティルダの気性こそが最強の

- 証書とされた。 *Ibid.*, 184.
- (89) GS, 80.
- (89) Davis, *op. cit.*, 60-1.
- (89) WM, HN, 57-8; GS, 81.
- (89) GS, 45。ロジャーとセザルは、朝順をばねたを強調し、トピクス。 GS, 83-4.
- (89) GS, 84-5; WM, HN, 60-2; Hunt, *op. cit.*, 565; Brooke, *op. cit.*, 186. この戦いの最中に城から放たれた火矢で都市が焼失した。
- (89) GS, 90; WM, HN, 62-4; Davis, *op. cit.*, 66; Barlow, *op. cit.*, 97.
- (89) C. Johnson, *Hugh the Chantor: The History of the Church of York 1066-27*, London, 1961, pp. 33ff.; D. Nicholl, *Thurstan, Archbishop of York (1114-1140)*, York, 1964.
- (89) D. Bethell, "The Foundation of Fountains Abbey and the State of St. Mary's York in 1132," *Journal of Ecclesiastical History*, 17 (April, 1966), pp. 11-27.
- (89) Davis, *op. cit.*, 99; Knowles, *op. cit.*, pp. 229-31, 254.
- (89) Davis, 99; Knowles, 254ff.
- (89) Hunt, *op. cit.*, 566; Barlow, *op. cit.*, 96. Cf. D. Knowles, "The Case of Saint William of York," *Cambridge Historical Journal* 5 (1936), pp. 162-77, 212-4; R. L. Poole, "The appointment and deprivation of St William, archbishop of York," *E. H. R.*, 45 (1930), pp. 273-81.

- (73) <ノリーは新教皇 Celestine II. から教皇使節職の更新を求めたが、教皇は大司教ゼオホルドを任命した。翌年 Celestine 死去となり新教皇 Lucius II. となったが、彼もノリーの出家を厭った。 Hunt, *op. cit.*, 566.
- (74) Davis, *op. cit.*, 98; Brooke, *op. cit.*, 180-1; R. Midmer, *English Medieval Monasteries (1066-1540)*, Athens, Georgia, 1979, p. 148; Cf. B. D. Hill, "The English Cistercians and the Nobility in Stephen's Reign," in Do., *English Cistercian Monasteries and Their Patrons in the Twelfth Century*, Chicago, 1968, pp. 15-41.
- (75) Hunt, *op. cit.*, 566; Appleby, *op. cit.*, 162.
- (76) 騎士と共に武装して略奪行為に加わる司教達の中に司教ノリーやリンカーン司教が数えられている。GS, 104.
- (77) Davis, *op. cit.*, 98.
- (78) GS, 142. マテイルダは同年春に大陸に引き揚げていた。この後王位請求は息子ノリーに引き継がれることになる。
- (79) Davis, *op. cit.*, 126-7; Brooke, *op. cit.*, 187-8; GS, 152ff.
(早稲大学)

**Stephen's Anarchical Reign (1135–54) and
the Church in England**

by Hiromichi Yamashiro

It has generally been said that in the anarchical reign of Stephen the Church elevated its status by making use of the conflicts between Stephen and his cousin, Empress Matilda. This paper clarifies how the Church strengthened its position at every opportuni

ty during the reign. The moments crucial for Stephen and Matilda were often the occasions favourable to the Church. It should also be remembered that the relationship between the king and the Church was influenced both by domestic conditions and by the situations on the continent, especially that in the Papacy.

The following events are examined to exemplify how the Church strengthened its position. 1) Stephen's coronation realized by the help of his brother, Henry of Blois Bishop of Winchester and the Church's gaining the king's charter for the freedom of the Church. 2) The case of the arrest of Roger Bishop of Salisbury and his nephews, Bishops of Lincoln and Ely and the trial and 'election' of the king at the Church councils. 3) Pope Eugenius III's consecration of a new Archbishop of York in the face of the king's opposition. 4) Theobald Archbishop of Canterbury's firm rejection of the anointment for the royal succession of Eustace, Stephen's son.